

平成31年度

『消費者問題の法律に強くなる講座』 (in 大分市、日田市) 受講者を募集します

主 催:大分県消費生活・男女共同参画プラザ

運 営:特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

**私たちの消費生活に深く関係する法令を学んでみませんか？
国家資格である「消費生活相談員」の資格取得にチャレンジ
できる内容です！今年は大分市内で試験が実施されます。**

消費生活相談員とは…

消費生活センター等で、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談等を受け付け、公正な立場でその解決に努めている相談員のことです。

- 1 対 象：どなたでも受講できます
- 2 募集人員：①大分会場20名、②日田会場20名
※日田会場は定員に達しない場合は中止になります
- 3 開催場所：2会場で開催しますので、希望会場をお選びください。
①全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）
②日田市複合文化施設A O S E（日田市上城内町395）
- 4 内 容：消費者問題に関する法律（民法、特定商取引法、消費者契約法、
割賦販売法、住宅の契約に関する事など）★詳細は裏面
- 5 日 程：裏面に記載 全8回
（※12:00～13:00昼食休憩 昼食は各自用意をお願いします）
- 6 受講料等：無 料
- 7 講 師：弁護士等
- 8 申込〆切：5月8日（水）※定員に到達次第締め切ります。

★お申し込み・お問合せ先★

〒870-0037 大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《消費生活班》

TEL：097-534-2038 FAX：097-534-0684

*お申し込みは、裏面の申込書持参、郵送、FAX、電話、もしくは、
申し込みフォームよりお申し込みいただけます。

「消費者問題の法律に強くなる講座」受講申込書

ふりがな 氏 名			性 別 男 ・ 女
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生 (満 歳)		
現 住 所	〒		
電話番号 (携帯電話) メール	— — — —		
希望会場	<input type="checkbox"/> 大分会場 <input type="checkbox"/> 日田会場		
資 格	①【国家資格】消費生活相談員（平成 年取得） ②消費生活専門相談員（昭和・平成 年取得） ③消費生活アドバイザー（昭和・平成 年取得） ④消費生活コンサルタント（昭和・平成 年取得） （注）該当する場合、番号全てに○印及び年数を記入してください。		

QRコードによる簡易申請フォームはこちら→
もしくは、下記URL よりお願いします。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/jyNxr9fG>



QRコードは(株)デンソーウ
エーブの登録商標です

【消費者問題の法律に強くなる講座 日程表】

No	講座科目	大分会場	日田会場	時間
1	消費生活相談員試験、消費者問題とは	5/18(土)	5/19(日)	10:00-12:00
	消費者問題予防・回復システム、ルール的一般論			13:00-15:00
2	消費者問題の解決法①－民法その1	5/25(土)	5/26(日)	10:00-12:00
	消費者問題の解決法②－民法その2			13:00-15:00
3	消費者問題の解決法③－消費者契約法	6/8(土)	6/9(日)	10:00-12:00
	消費者問題の解決法④－賃金に関する法制度			13:00-15:00
4	消費者問題の解決法⑤－特定商取引法	6/15(土)	6/16(日)	10:00-12:00
	消費者問題の解決法⑥－割賦販売法			13:00-15:00
5	消費者問題の解決法⑦－金融・保険に関する知識	6/22(土)	6/23(日)	10:00-12:00
	消費者問題の解決法⑧－民事紛争解決手続			13:00-15:00
6	暮らしと法律 その1 クリーニング・食・住宅	7/6(土)	7/7(日)	10:00-12:00
	暮らしと法律 その2 インターネット その他			13:00-15:00
7	消費者問題と行政①－行政による安全確保	7/13(土)	7/14(日)	10:00-12:00
	消費者問題と行政②－景品表示法等			13:00-15:00
8	平成30年度消費生活相談員試験の解説	7/27(土)	7/28(日)	10:00-12:00
	これまでの総括、質問			13:00-15:00

※大分会場は、全労済「ソレイユ」 TEL097-533-1121

※日田会場は、日田市複合文化施設A O S E TEL0973-22-6868